

東京大学理学部

Radiation Safety Course, School of Science, University of Tokyo

放射線取扱者講習会 (一般講習会)

放射線障害予防規程の改正

Amendment of radiation hazard prevention regulations

2021年度 後期

Autumn 2021

放射線管理の法令

Japanese Laws for radiation protection

- RI (放射性同位元素) ・ α ・ β ・ γ ・ 陽子線 ・ 中性子線 ・ 重粒子線
& 1 MeV以上の電子線 ・ X線
 - 放射性同位元素等の規制に関する法律 (**RI 規制法**)
／同施行令／同施行規則
- X線
 - **電離放射線障害防止規則**
☞ 労働安全衛生法／同施行令
- 核原料物質、核燃料物質
 - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律／同施行令
- 医療および医薬品
 - 医療法施行規則 ☞ 医療法 ・ 同施行令

東京大学理学部 放射線障害予防規程

令和元年5月22日 制定

令和元年7月19日 改正

令和元年9月 1日 施行

令和3年5月19日 改正

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（以下「**R I 規制法**」という）及び関連法令（以下「**R I 規制法等**」という）に基づき、東京大学大学院理学系研究科・理学部（以下「**本学部**」という）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「**放射性同位元素等**」という）の**取扱い及び管理**に関する事項を定め、**放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保**することを目的とする。

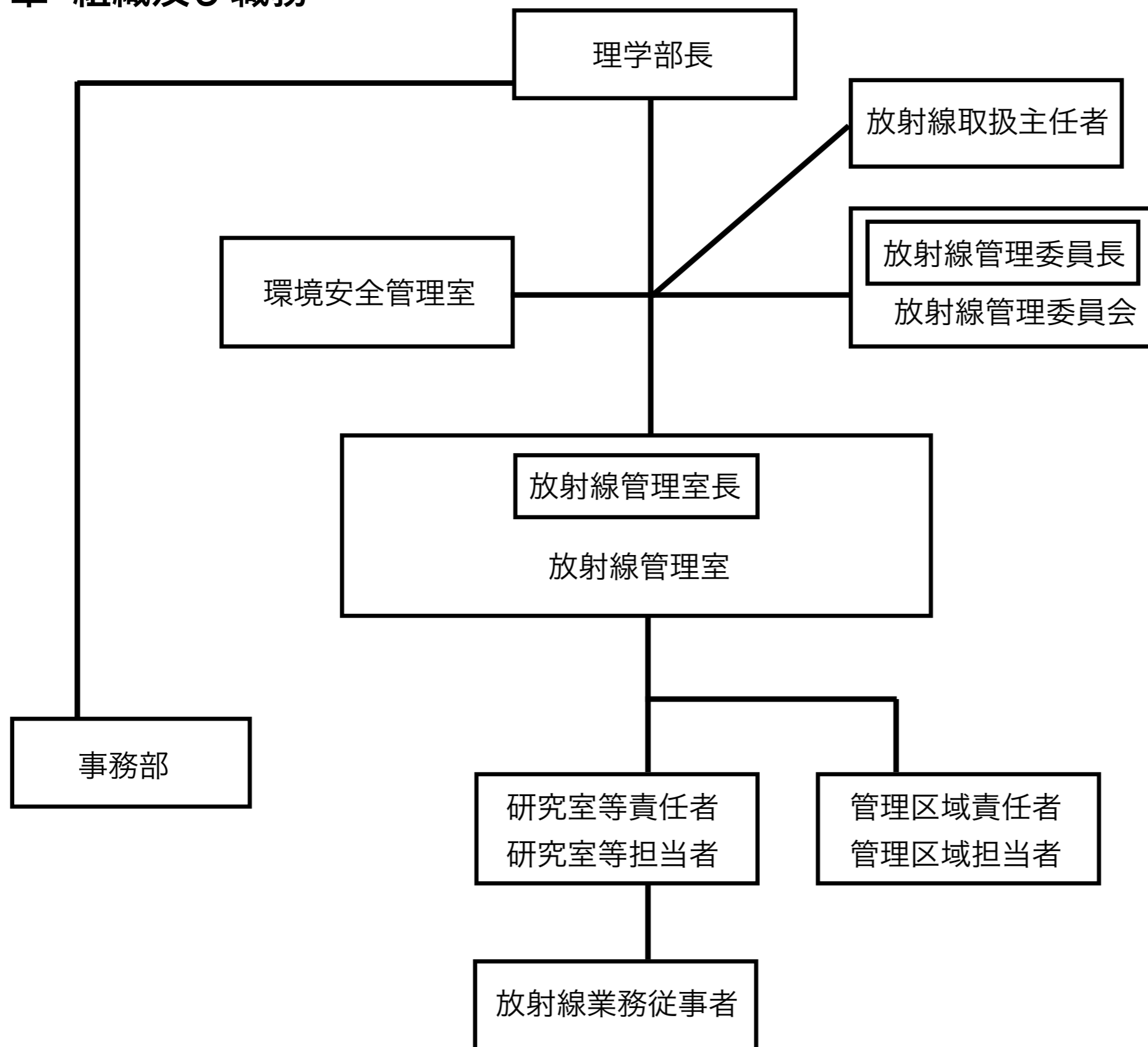
東京大学理学部は放射性同位元素等を使用する許可使用者（事業所）。

500名以上の利用者（放射線取扱者＝放射線業務従事者＋X線利用者）

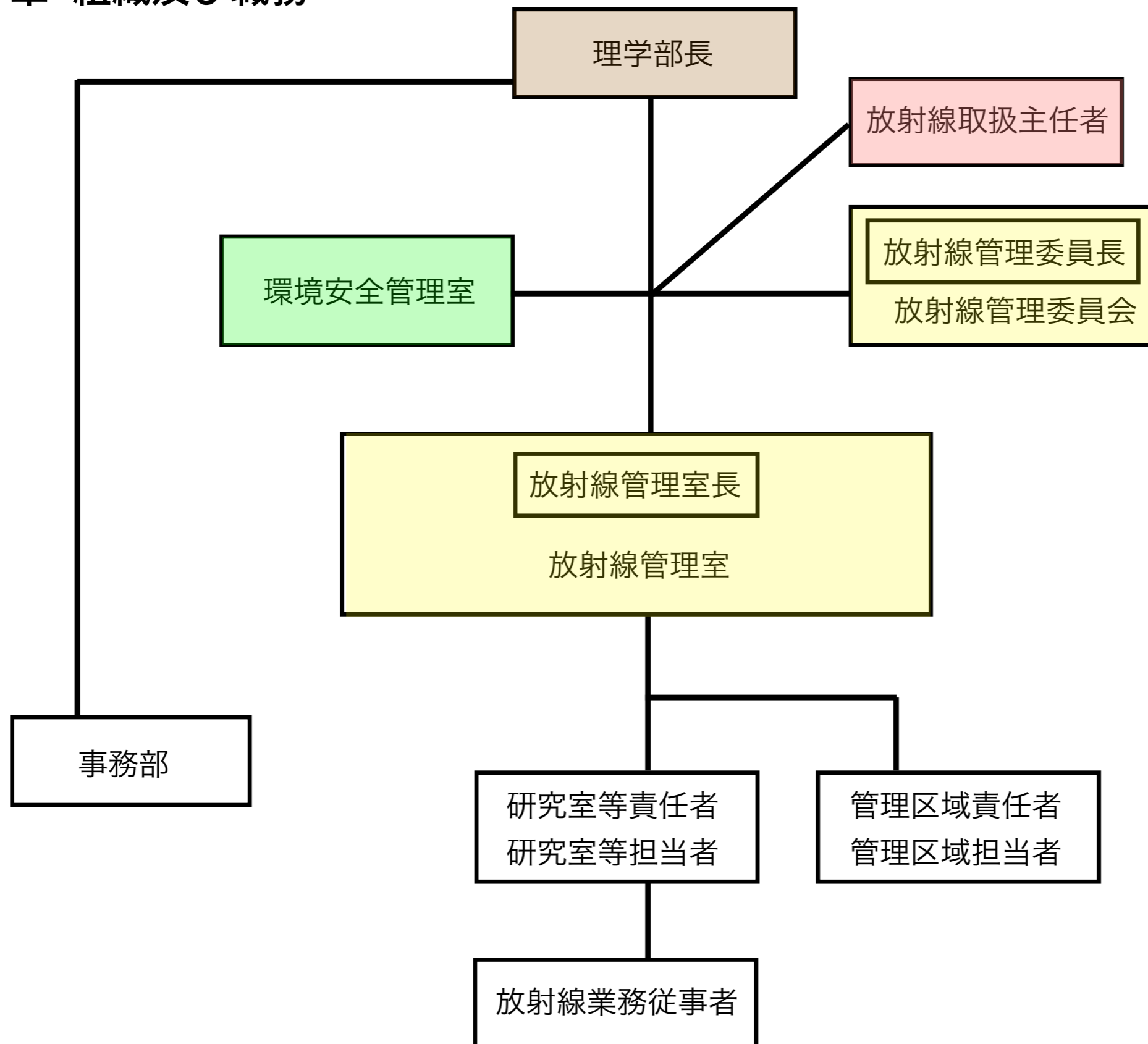
東京大学の一部局という扱いではない。

東京大学全体としての責任とは別に、理学部は事業所としての責務を有する。

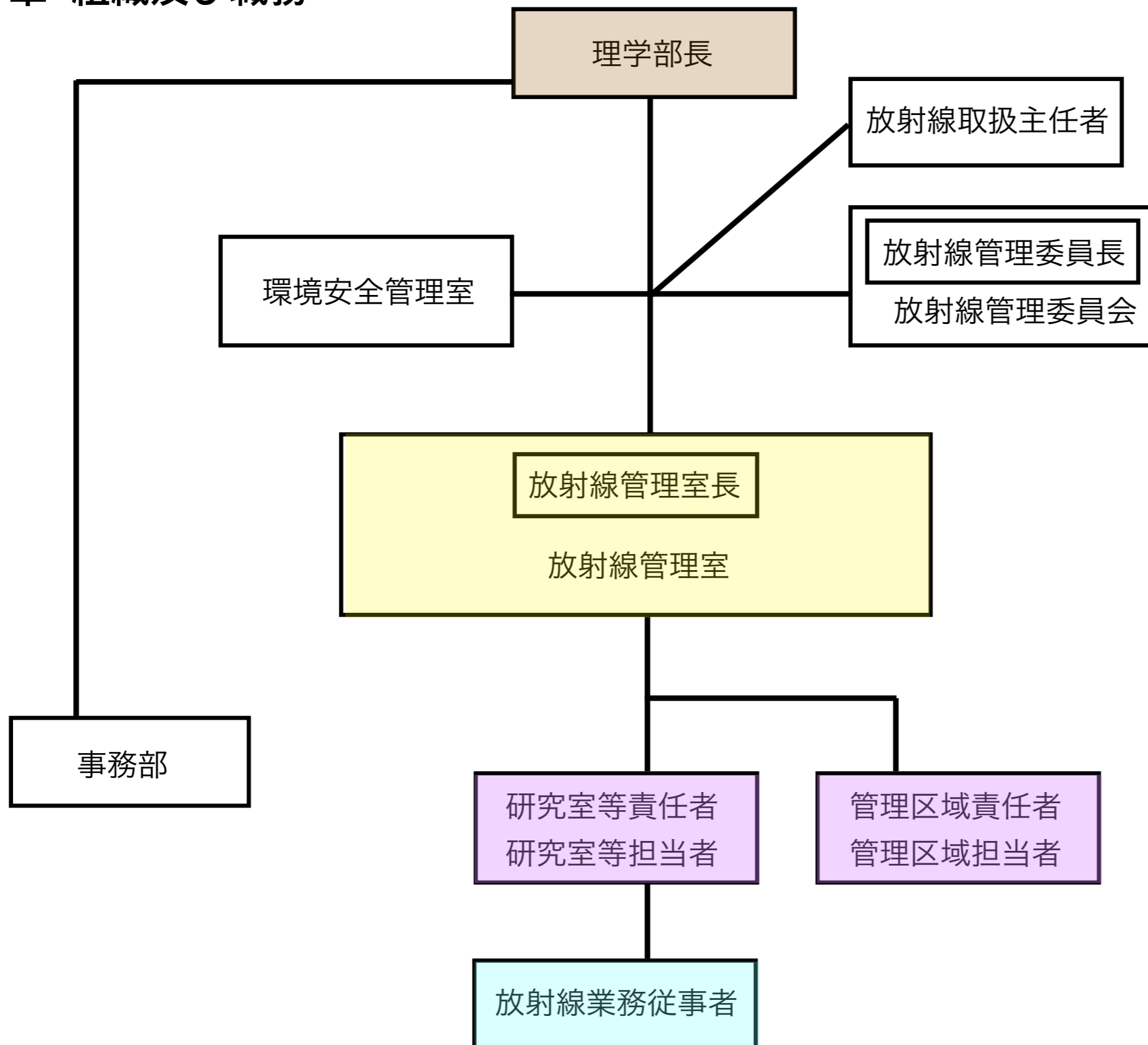
第3章 組織及び職務



第3章 組織及び職務



第3章 組織及び職務



放射線に関する手続きは本人が

UTRadMS

日本語のみ

Univ. of Tokyo
Radiation
Management System

にアクセスするのが基本。

ただし、研究室等担当者が対応すべき事項あり。

登録に際して、他学部所属の方は個別にご連絡ください。

<http://ri.adm.s.u-tokyo.ac.jp/>



東京大学 理学部 放射線管理室

Radiation Management Office, School of Science, The University of Tokyo



東京大学理学部における放射線管理に関する情報の拠点サイトです。

放射線管理室では、理学部・大学院理学系研究科における放射線・放射性同位元素(RI)に関する管理を担っています。放射線管理室からの情報発信サイトとして、放射線取扱者の皆様が覚えやすいURL（ウェブアドレス）を取得しました。まだ立ち上げたばかりで、従来のページへのリンクを載せているだけですが、徐々にこのページを充実させていこうと考えています。

理学部の放射線管理に関する情報は[こちらにまとめてあります。](#)

特に、理学部講習会については以下のページをご覧ください。

[放射線管理（理学部講習会）](#)

[放射線管理（講習会資料等）](#)

See the following link for English information on the Radiation Course in School of Science:

[RadiationCourse](#)

このページの URL: <http://ri.adm.s.u-tokyo.ac.jp/>

Last modified on 2021/9/15

現在

1年を超えない期間ごとに教育を受講（旧障防法）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 新規 →					← 継続 →			← 継続 →			
	新規				継続 新規			継続 新規			

理学部放射線講習会

★ 一般講習会

★ 3号館講習会

（エックス線を利用しない3号館R I 実験室利用者限定）

現在

1年を超えない期間ごとに教育を受講（旧障防法）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 新規 →				← 継続 →				← 継続 →			
新規				継続 新規				継続 新規			

来年度より

年度ごとに1度受講（R I 規制法）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 新規 →				← 継続 →		← 継続 →				← 継続 →	
新規				継続		継続 新規				継続 新規	

注意：加速器・放射光施設を利用する取扱者は、施設によってユーザー登録時に、所属元での過去1年以内の教育記録を求められるところがある。前年度の受講が1年以上前になってしまわないように各自注意すること。

施設利用登録の書類は余裕を持って準備！

来年度より

年度ごとに1度受講（R I 規制法）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		← 継続 →			← 継続 →			← 継続 →			
← 新規 →					← 新規 →		← 新規 →				